

## 警備業法施行細則

平成20年2月15日

宮城県公安委員会規則第1号

警備業法施行細則（平成17年宮城県公安委員会規則第15号）の全部を改正する

。

### 警備業法施行細則

#### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 警備業の認定等（第2条―第5条）
- 第3章 警備業務（第6条）
- 第4章 教育等（第7条―第17条）
- 第5章 機械警備業（第18条―第20条）
- 第6章 監督（第21条―第25条）

#### 附則

##### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）  
、警備業法施行令（昭和57年政令第308号）、警備業法施行規則（昭和58年  
総理府令第1号。以下「施行規則」という。）  
、警備員指導教育責任者及び機械警  
備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。  
以下「講習規則」という。）  
、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公  
安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）  
及び警備員教育を行う者等を  
定める規程（平成8年国家公安委員会告示第21号。以下「警備員教育規程」とい  
う。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### 第2章 警備業の認定等

（不認定通知書の様式）

第2条 施行規則第6条の通知書の様式は、不認定通知書・認定証不更新通知書（別  
記様式第1号）のとおりとする。

（認定証不更新通知書の様式）

第3条 施行規則第10条の通知書の様式は、不認定通知書・認定証不更新通知書の  
とおりとする。

（認定の取消しの手続）

第4条 法第8条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（別記様式第2号）  
を交付して行うものとする。

2 前項の規定による取消しの通知を行う場合において、当該警備業者の所在を知る  
ことができず、認定取消通知書を交付することができないときは、公示送達により  
行うものとする。

3 前項の公示送達は、公安委員会が、当該通知書を保管し、いつでも当該警備業者  
に交付する旨を公安委員会の掲示板に掲示し、かつ、宮城県公報（宮城県公報発行  
規則（昭和31年宮城県規則第67号）第1条に規定する宮城県公報をいう。以下

同じ。)に登載して行うものとする。

- 4 第2項の公示送達は、公安委員会の掲示板に掲示した日から2週間を経過したときに、当該警備業者に対し当該通知書を交付したものとみなす。

(認定証返納届出書の様式)

第5条 法第12条第1項及び第2項の規定により認定証を返納する者は、認定証返納届出書(別記様式第3号)を当該主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由して宮城県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。

- 2 法第12条第3項の届出書の様式は、認定証返納届出書のとおりとする。

### 第3章 警備業務

(携帯を禁止する護身用具)

第6条 法第17条第1項の規定に基づき携帯を禁止する護身用具は、次に掲げる護身用具(鋭利な部位がないものに限る。)以外のものとする。

(1) 警戒棒(その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。)

(2) 警戒じょう(その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。)

(3) 刺股

(4) 非金属製の楯

(5) 前4号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

- 2 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合は、警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならない。ただし、競輪場等の公営競技場で警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。

- 3 警備業者及び警備員は、前項で定める場合のほか、次の警備業務以外の警備業務を行う場合は、警戒じょうを携帯してはならない。

(1) 法第2条第5項の機械警備業務(指令業務を除く。)

(2) 検定規則第1条第2号の施設警備業務(警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。)

ア 空港

イ 原子力発電所その他の原子力関係施設

ウ 大使館、領事館その他の外交関係施設

エ 国会関係施設及び政府関係施設

オ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水場その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらの施設に準ずる施設で、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

カ 火薬、毒物若しくは劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設

で、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命若しくは身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

- (3) 検定規則第1条第5号の核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号の貴重品運搬警備業務

#### 第4章 教育等

(警備員指導教育責任者資格者証の不交付)

第7条 法第22条第4項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わないときは、資格者証不交付通知書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(資格者証の返納命令)

第8条 法第22条第7項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の返納命令は、資格者証返納命令書（別記様式第5号）を交付して行うものとする。

(講習修了証明書の不交付)

第9条 法第22条第2項第1号の警備員指導教育責任者講習及び法第42条第2項第1号の機械警備業務管理者講習において、偽りその他不正な手段により受講したため、講習規則第7条第1項又は第12条第1項の修了証明書を交付しないときは、講習修了証明書不交付通知書（別記様式第6号）を交付するものとする。

(警備員指導教育責任者兼任の承認等)

第10条 施行規則第39条第3項の規定による専任の警備員指導教育責任者を置くことを要しない営業所の承認を受けようとする者は、警備員指導教育責任者兼任承認申請書（別記様式第7号）を当該営業所の所在地の所轄警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の承認を行うときは、警備員指導教育責任者兼任承認通知書（別記様式第8号）を交付するものとする。

3 第1項の承認を行わないときは、警備員指導教育責任者兼任不承認通知書（別記様式第9号）を交付するものとする。

(公示事項)

第11条 講習規則第2条第2号（講習規則第13条において準用する場合を含む。）に掲げる事項は、次のとおりとする。

- (1) 受講の申込みの期限
- (2) 受講申込書の提出先及び提出の方法
- (3) 受講の申込みに必要な書類等
- (4) 手数料の納入時期及び納入方法

2 講習規則第2条第3号（講習規則第13条において準用する場合を含む。）に掲げる事項は、次のとおりとする。

- (1) 講習規則第3条各号に掲げる受講対象者（警備員指導教育責任者に限る。）
- (2) 講習の実施を委託した場合にあっては、受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (3) その他講習の実施に関し必要な事項

(受講申込書の添付書類)

第12条 講習規則第4条第2項の書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それ

ぞれ当該各号に定める書面とする。

- (1) 講習規則第3条第1号に掲げる者 警備業務従事証明書（別記様式第10号）及び履歴書
  - (2) 講習規則第3条第2号に掲げる者 検定規則第4条に規定する1級の検定に係る合格証明書の写し
  - (3) 講習規則第3条第3号に掲げる者 検定規則第4条に規定する2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- 2 前項第1号又は第3号に掲げる者が警備業務従事証明書を提出することができないやむを得ない事情がある場合には、誓約書（別記様式第11号）及び履歴書を警備業務従事証明書に代えるものとする。

（指定の申請等）

第13条 警備員教育規程第1条第4号の規定による基本教育及び警備員教育規程第3条第5号の規定による業務別教育を行うについて十分な能力を有する者の指定を受けようとする者は、指定申請書（別記様式第12号）を当該営業所の所在地の所轄警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の指定を行うときは、指定書（別記様式第13号）を交付するものとする。
- 3 第1項の指定を行わないときは、不指定通知書（別記様式第14号）を交付するものとする。

（検定の受検資格の認定等）

第14条 検定規則第8条第2号の規定による1級の検定の受検資格を有することの認定を受けようとする者は、1級検定受検資格認定申請書（別記様式第15号）を当該営業所の所在地の所轄警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の認定を行うときは、1級検定受検資格認定書（別記様式第16号）を交付するものとする。
- 3 第1項の認定を行わないときは、1級検定受検資格不認定通知書（別記様式第17号）を交付するものとする。
- 4 検定規則第9条第3項第2号の書面は、営業所属証明書（別記様式第18号）とする。
- 5 検定規則第9条第4項第1号の書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面とする。

(1) 検定規則第8条第1号に規定する者 検定を受けようとする警備業務の種別についての2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書。ただし、警備業務従事証明書を提出することができないやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した誓約書（別記様式第19号）及び履歴書とする。

(2) 検定規則第8条第2号に規定する者 1級検定受検資格認定書  
（合格証明書の不交付）

第15条 法第23条第5項において準用する法第22条第4項の規定による合格証明書の交付を行わないときは、合格証明書不交付通知書（別記様式第20号）を交付するものとする。

(合格証明書の返納命令)

第16条 法第23条第5項において準用する法第22条第7項の規定による合格証明書の返納命令は、合格証明書返納命令書(別記様式第21号)を交付して行うものとする。

(成績証明書の不交付)

第17条 法第23条第1項の検定において、偽りその他不正な手段等により受検し、合格した者の合格を取り消すときは、成績証明書不交付通知書(別記様式第22号)を交付するものとする。

## 第5章 機械警備業

(準用規定)

第18条 第7条の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を行わないときについて、第8条の規定は機械警備業務管理者資格者証の返納命令について準用する。

(即応体制の整備の基準)

第19条 法第43条に規定する基準は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、その受信の時から25分以内に当該現場に警備員を到着させることができる必要な数の警備員、待機所及び車両その他の装備の配置とする。ただし、へき地等に所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、近隣に居住する管理者へ連絡して事実の確認をするなど必要な措置を講ずることができることと公安委員会が認めた警備業務対象施設(以下「特例対象施設」という。)に対する機械警備については、適用しないものとする。

2 前項ただし書の特例対象施設の承認を受けようとする者は、機械警備対象施設特例承認申請書(別記様式第23号)を当該営業所の所在地の所轄警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

3 前項の承認を行うときは、機械警備対象施設特例承認通知書(別記様式第24号)を交付するものとする。

4 第2項の承認を行わないときは、機械警備対象施設特例不承認通知書(別記様式第25号)を交付するものとする。

(努力義務)

第20条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における警備員を当該現場に到着させるのに要する時間を短縮し、及び当該現場における警備員による事実の確認その他の措置がより効果的に講じられるようにするため、配置する警備員、待機所及び車両その他の装備を充実するように努めなければならない。

## 第6章 監督

(報告等の様式)

第21条 施行規則第69条の書面の様式は、報告・資料提出要求書(別記様式第26号)のとおりとする。

(指示)

第22条 法第48条の規定による指示は、指示書(別記様式第27号)を交付して行うものとする。

(営業の停止等)

第23条 法第49条第1項の規定による警備業務に係る営業の全部又は一部の停止の命令は、営業停止命令書(別記様式第28号)を交付して行うものとする。

2 法第49条第2項の規定による営業の廃止の命令は、営業廃止命令書(別記様式第29号)を交付して行うものとする。

(認定の取消し等の公表)

第24条 法第8条の規定による認定の取消し、法第48条の規定による指示、法第49条第1項の規定による営業の停止命令又は同条第2項の規定による営業の廃止命令を行った場合は、その内容を行政処分実施結果表(別記様式第30号)により公表するものとする。ただし、指示に係る公表については、当該指示を受けた者が当該指示が行われた日から起算して3年以内に指示を受け、又は5年以内に営業の停止命令を受けた場合に限るものとする。

2 前項の規定により公表された者が宮城県以外に主たる営業所を設けている場合は、当該主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会にその内容を通知するものとする。

3 他の都道府県公安委員会が行った法第48条の規定による指示又は法第49条第1項の規定による営業の停止命令の通知を受けたときは、その内容を行政処分実施結果表により公表するものとする。

4 第1項又は第3項の規定による公表の期間は、当該公表を行った日から起算して3年間とする。

(医師の指定)

第25条 法第51条の規定による医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の規定による精神保健指定医の指定を受けた医師のうちから指定するものとする。

2 前項の規定による指定を行ったときは、宮城県公報で公示するものとする。

附 則

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成20年公安委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年公安委員会規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に警備業法第17条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう(この規則による改正後の警備業法施行細則(以下この項において「新規則」という。)第6条第1項第1号及び第2号に掲げるものを除く。)については、この規則の施行の日から起算して10年間は、新規則第6条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。

附 則(平成22年11月5日公安委員会規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした法第8条の規定による認定の取消しについては、なお従前の例による。

附 則 (平成23年10月4日公安委員会規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に行った法第8条の規定による認定の取消し、法第48条の規定による指示、法第49条第1項の規定による営業の停止命令又は同条第2項の規定による営業の廃止命令については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月19日公安委員会規則第2号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日宮城県公安委員会規則第4号)

- この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

附 則 (平成28年10月14日公安委員会規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月27日公安委員会規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の宮城県警察国有物品管理規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、宮城県公安委員会審査請求手続規則、質屋営業法施行細則、古物営業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則、警備業法施行細則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則、迷惑行為防止条例施行規則及び宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (令和3年3月30日公安委員会規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



別表第1（第6条関係）

警戒棒の制限

長 さ	重 量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

別表第2（第6条関係）

警戒じょうの制限

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

別記様式第1号（第2条、第3条関係）

不 認 定  
認定証不更新 通 知 書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった警備業の認定  
認定証の有効期間の更新 について  
は、次の理由により 認 定 をしないので、警備業法 第5条第3項  
認定証の有効期間の更新 第7条第3項  
の規定により通知する。

申請者	氏名又は名称	
	住 所	
理由		

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第2号（第4条関係）

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第8条の規定により次のとおり認定を取り消したので通知する。

氏名又は名称			
住 所			
代表者の氏名			
認定年月日	年 月 日	認定証の番号	
認定を取り消した理由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第3号（第5条関係）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	

認 定 証 返 納 届 出 書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

警備業法第12条第 項の規定により届出をします。

氏名又は名称			
主たる 営業所	名称		
	所在地		
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会	認定証の番号	
返納の事由			
返納の事由の 発生年月日	年	月	日

記載要領 ※印欄には、記載しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第4号（第7条関係）

資格者証不交付通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった 警備員指導教育責任者資格者証 の交付について  
機械警備業務管理者資格者証  
では、警備業法第22条第4項 の規定により交付  
警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第4項  
を行わないので通知する。

申請者	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日生
理由				

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第5号（第8条関係）

資格者証返納命令書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

警備業法 第22条第7項 の規定により  
第42条第3項において準用する同法第22条第7項

公安委員会第 号 年 月 日交付の

警備員指導教育責任者資格者証  
機械警備業務管理者資格者証 の返納を命ずる。

本 籍			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日生
理由			

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第6号（第9条関係）

講習修了証明書不交付通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日から 月 日まで実施した 講習  
に係る講習修了証明書については、交付しないので通知する。

受講者	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日生
理由				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第7号（第10条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

警備員指導教育責任者兼任承認申請書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

警備業法施行規則第39条第3項の規定により警備員指導教育責任者兼任の承認を申請します。

認 定 番 号		公安委員会第 号
主たる	名称	
	所在地	
専任の	名称	
	所在地	
兼任しようと する営業所	名称	
	所在地	
申請事由		

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第8号（第10条関係）

警備員指導教育責任者兼任承認通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

下記の営業所に対して、警備業法施行規則第39条第3項の規定による警備員指導教育責任者の兼任を承認したので通知する。

認 定 番 号		公安委員会 第 号		
警備員指導 教育責任者	住 所			
	氏 名			
	資格者証	交付公安委員会	交 付 年 月 日	番 号
		公安委員会	年 月 日	
主 たる 営 業 所	所在地			
	名 称			
専 任 の 営 業 所	所在地			
	名 称			
兼任しようと する営業所	所在地			
	名 称			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第9号（第10条関係）

警備員指導教育責任者兼任不承認通知書

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

次の営業所に対して、警備業法施行規則第39条第3項の規定による警備員指導教育責任者の兼任を承認しないこととしたので通知する。

認 定 番 号		公 安 委 員 会 第 号		
警備員指導 教育責任者	住 所			
	氏 名			
	資格者証	交付公安委員会	交 付 年 月 日	番 号
		公安委員会	年 月 日	
主 たる 営 業 所	所在地			
	名 称			
専 任 の 営 業 所	所在地			
	名 称			
兼任しようと する営業所	所在地			
	名 称			
理 由				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第10号（第12条関係）

警 備 業 務 従 事 証 明 書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者が、 年 月 日から 年 月 日までの間（ 年 月間）  
年 月 日から現在までの間（ 年 月間）

警備業務に 従事していた ことに間違いありません。  
従事している

年 月 日

住所又は主たる営業所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

認定証を交付した公安委員会

公安委員会

認定証の番号

第

号

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第 1 1 号(第 1 2 条関係)

誓 約 書

私は、次の理由で「警備業務従事証明書」の発行を受けられませんが、別添の履歴書記載のとおり

最近 5 年間に 警備業務に従事していた期間が 3 年以上である者

警備業務に係る 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

であり、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 3 条に規定する受講要件を充足していることを誓約します。

理由  所属していた警備業者( )が既に廃業している。

次の事情による。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日生

記載要領

- 1 は、該当する場合に、レ印を付けること。
- 2 警備業務の部分は、従事していた(いる)警備業務の内容を具体的に記載すること。
- 3 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者については、当該合格証の写しを提出すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第12号(第13条関係)

	年	月	日
宮城県公安委員会 殿			
	住所		
	氏名		
		年	月 日生
指 定 申 請 書			
警備員教育を行う者等を定める規程	第1条第4号	に規定する	
	第3条第5号		
基本教育	を行える者として指定を受けたいので、下記のとおり必		
業務別教育	要書類を添えて申請します。		
記			

記載要領 不要の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第13号(第13条関係)

指 定 書		
	第	号
	年	日
住所		
氏名	殿	
	宮城県公安委員会	印
警備員教育を行う者等を定める規程 第1条第4号の基本教育 第3条第5号の業務別教育 を行うについて十分な能力を有する者として指定する。		
教育を行うことができる内容		
有効期間		
	年	日

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第14号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

殿

宮城県公安委員会 印

不指定通知書

警備員教育を行う者等を定める規程 第1条第4号の基本教育  
第3条第5号の業務別教育 を  
行うについて十分な能力を有する者としての指定の申請については、次の  
理由により指定しないので通知する。

理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 15 号(第 14 条関係)

1 級検定受検資格認定申請書

宮城県公安委員会 殿

警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 2 号に規定する 1 級の検定  
( )の受検資格を有することの認定を申請します。

理由

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

記載要領 「理由」欄には、警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者に該当する理由を具体的に記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。



1 級検定受検資格認定書

第 年 月 日  
号

住 所  
氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 2 号に規定する 1 級の検定  
( )の受検資格を有することを認定する。

理由

別記様式第 17 号(第 14 条関係)

1 級検定受検資格不認定通知書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 2 号に規定する 1 級の検定  
( )の受検資格を有する者とは認定しないので通知する。

理 由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

営業所属証明書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者が、 年 月 日現在、警備員として下記営業所に所属していることに間違いありません。

記

営業所の名称

営業所の所在地

年 月 日

住所又は主たる営業所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名



別記様式第19号（第14条関係）

誓 約 書

私は、次の理由で「警備業務従事証明書」の発行を受けられませんでした。別添の履歴書記載のとおり、警備業務について  
2級の検定に係る合格証明書の交付を受けた後  
2級の合格証明書の交付を受けている者であって2級検定に合格した後 当該  
警備業務に従事した期間が、 年以上であることを誓約します。

理 由

所属していた警備業者（ ）が、  
既に廃業している。

次の事情による。

〔  
年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

記載要領

- 1 不要文字は、横線で消すこと。
- 2 □は、該当する場合に、レ印を付けること。
- 3 警備業務の部分は、従事していた（いる）警備業務の内容を具体的に記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第 20 号(第 15 条関係)

合格証明書不交付通知書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第 23 条第 5 項において準用する同法第 22 条第 4 項の規定に  
より合格証明書を交付しないこととしたので通知する。

理 由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



別記様式第 2 1 号(第 1 6 条関係)

合格証明書返納命令書

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第 2 3 条第 5 項において準用する同法第 2 2 条第 7 項の規定により 公安委員会第 号 年 月 日 交付の合格証明書の返納を命ずる。

氏 名		生年月日	年 月 日生
住 所			
警備業務の種別及び級	警備業務 第 級		
理由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 2 2 号(第 1 7 条関係)

成績証明書不交付通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日に実施した検定の学科試験及び実技試験に係る成績  
証明書については、交付しないので通知する。

申請者	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日生
理由				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 2 3 号(第 1 9 条関係)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	

機械警備対象施設特例承認申請書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

警備業法施行細則第 1 9 条第 2 項の規定により下記の対象施設に対する警備業務対象施設の承認を申請します。

認 定 番 号		公 安 委 員 会 第 号			
基 地 局	名 称				
	所 在 地				
対 象 施 設	名 称				
	所 在 地				
	基地局から	距離		所要時間	
対 象 施 設 管 理 者	住 所				
	職 業 氏 名				
	対象施設から	距離		所要時間	
申 請 事 由	(申請者は、対象施設付近の図面を添付を願います。)				

記載要領 ※印の欄には、記載しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 2 4 号(第 1 9 条関係)

機械警備対象施設特例承認通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

下記の対象施設に対して、警備業法施行細則第 1 9 条第 3 項の規定により即応体制の整備の基準についての特例を適用する施設であると承認したので通知する。

認 定 番 号		公 安 委 員 会 第 号
基 地 局	名 称	
	所 在 地	
対 象 施 設	名 称	
	所 在 地	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 2 5 号(第 1 9 条関係)

機械警備対象施設特例不承認通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

次の対象施設に対して、警備業法施行細則第 1 9 条第 4 項の規定により即応体制の整備の基準についての特例を承認しないこととしたので通知する。

認 定 番 号		公 安 委 員 会 第 号
基 地 局	名 称	
	所 在 地	
対 象 施 設	名 称	
	所 在 地	
特例を認めないこととした理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



別記様式第 2 6 号(第 2 1 条関係)

報告・資料提出要求書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第 4 6 条の規定により次のとおり報告又は資料の提出を求める。

報告又は資料の提出を求める事項	
理由	
報告又は資料の提出場所	警 察 署
提出期限	年 月 日午前・後 時 分まで

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 2 7 号(第 2 2 条関係)

指 示 書

第 年 月 日 号

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第 4 8 条の規定により次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第28号（第23条関係）

営 業 停 止 命 令 書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名 殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第49条第1項の規定により次のとおり営業の停止を命ずる。

停止の範囲	
停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
処分の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「処分の理由」には、違反事項、事案の概要等を記載すること。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 29 号（第 23 条関係）

営 業 廃 止 命 令 書

第 年 月 日 号

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名 殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第 49 条第 2 項の規定により次のとおり営業の廃止を命ずる。

氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
処分の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



## 別記様式第30号（第24条関係）

## 行政処分実施結果表

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 号
	氏 名 又 は 名 称	
	代 表 者 の 氏 名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所の名称及び所在地	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	